
調査報告書
(最終報告)

株式会社クロニクル 第三者調査委員会

平成 25 年 4 月 19 日

目 次

第 1 経緯	1
1 一部の会計処理の訂正を要する可能性のある事象が判明した経緯.....	1
2 本報告までの経緯.....	1
(1) 第三者調査委員会の設置.....	1
(2) 第三者調査委員会の委員の選任.....	2
(3) 中間報告.....	2
(4) 四半期報告書の提出.....	2
(5) 最終報告.....	2
第 2 調査の概要	3
1 当委員会の構成.....	3
2 調査対象事項.....	4
3 調査対象年度.....	4
4 調査方法.....	4
5 調査の限界.....	5
第 3 調査結果	5
1 事実関係.....	5
(1) 営業貸付金等.....	5
ア 判明した事情.....	5
(ア) 経緯.....	5
(イ) 関与者.....	6
a. 前代表取締役会長甲.....	6
b. 常務取締役（当時取締役管理本部長）.....	7
c. 前代表取締役社長.....	7
d. その他の役員.....	7
イ 実際に行われていた会計処理と本来あるべき会計処理.....	8
(2) 営業出資金.....	8
ア 判明した事情.....	8
(ア) 経緯.....	8
(イ) 関与者.....	9
a. 前代表取締役会長甲.....	9
b. ファンドマネージャー乙.....	9
c. 常務取締役（当時取締役管理本部長）及び現代表取締役社長.....	9
d. その他の役員.....	10
イ 実際に行われていた会計処理と本来あるべき会計処理.....	10

(3) 預在庫	11
ア 対象会社による調査結果及び当委員会による補充調査の結果.....	11
(ア) 判明した事情.....	11
a. 経緯.....	11
b. 関与者.....	12
(a) 前代表取締役会長甲.....	12
(b) 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）.....	12
(c) その他の役員.....	12
(イ) 実際に行われていた会計処理と対象会社の訂正方法.....	12
イ 当委員会による検証結果.....	13
(4) その他	13
2 動機	13
(1) 営業貸付金等	13
ア 前代表取締役会長甲.....	14
イ 常務取締役.....	14
ウ 前代表取締役社長.....	14
(2) 営業出資金	14
ア 前代表取締役会長甲.....	14
イ ファンドマネージャー乙.....	14
ウ 常務取締役.....	15
エ 現代表取締役社長.....	15
(3) 預在庫	15
ア 前代表取締役会長甲.....	15
イ 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）.....	15
ウ 常務取締役.....	16
3 会計監査の状況と問題点	16
(1) 営業貸付金等の監査状況	16
(2) 営業出資金の監査状況	16
(3) 預在庫の監査状況	17
4 発生原因	17
(1) 統制環境の問題	17
ア 対象会社の企業風土.....	18
イ コーポレート・ガバナンスの問題.....	18
(ア) 取締役会.....	18
(イ) 監査役及び監査役会.....	18
ウ コンプライアンス意識の欠如.....	19

(ア) 企業風土からくるコンプライアンス意識の欠如.....	19
(イ) 会計的な知識不足.....	19
(2) 組織体制の不備.....	19
(3) リスク評価、統制活動の不備.....	19
(4) 監視活動の不備.....	19
(5) 会計監査に関する問題.....	20
第4 改善策.....	20
1 関係者の処分.....	20
(1) 前代表取締役会長甲.....	20
(2) 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）.....	21
(3) 常務取締役.....	21
(4) 取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）.....	22
(5) 他の現任取締役.....	23
(6) 監査役.....	23
(7) 前代表取締役社長.....	23
(8) 退任役員.....	24
(9) ファンドマネージャー乙.....	24
2 再発防止策.....	25
(1) 統制環境の不備に対する改善策.....	25
ア 企業風土の改善.....	25
イ コーポレート・ガバナンスの改善.....	25
(ア) 取締役会等の活性化.....	25
(イ) 監査役的活動・監査役会の活性化.....	26
ウ コンプライアンス意識の改善.....	26
(ア) コンプライアンス教育の強化.....	26
(イ) 会計上の知識の強化.....	27
(ウ) 誓約書の提出.....	27
(エ) コンプライアンスの啓発活動.....	27
(オ) 各種規程等の見直しと実践.....	27
(カ) 取引先への法令遵守に関する通知.....	28
(2) 組織体制の不備に対する改善.....	28
(3) リスク評価、統制活動の不備に対する改善.....	28
(4) 監視活動の不備に対する改善策.....	28
ア 内部監査制度の機能強化.....	28
イ 内部通報制度（ヘルプライン）による補完.....	29
(5) 会計監査に関する改善.....	29

調査報告書 (最終報告)

平成 25 年 4 月 19 日

株式会社クロニクル 取締役会 御中

第三者調査委員会
委員長 大塚 和成

委員 水川 聡

委員 瀬戸山 洋介

今般、当委員会は、株式会社クロニクル（以下「対象会社」という。）の取締役会から、対象会社の過去の決算において、一部の会計処理の訂正を要する可能性のある事象が判明し、有価証券報告書等についても訂正を要する可能性があることから、対象会社から当該事象の事実関係等について調査を求められたことに対し、当委員会に調査委嘱された事項につき、下記のとおり、報告する。

記

第 1 経緯

1 一部の会計処理の訂正を要する可能性のある事象が判明した経緯

対象会社は、平成 25 年 1 月頃、証券取引等監視委員会（以下「SESC」という。）から、対象会社において、過去の一部の会計処理の問題点について指摘を受け、不適切な会計処理の存在について疑義が発生した。

2 本報告までの経緯

(1) 第三者調査委員会の設置

対象会社は、SESC から指摘を受けた同社の過去の一部の会計処理について社内で調査を開始・継続していたが、事案の性質上、専門的能力を有し、かつ、対象会社と利害関係を有しない独立した立場から客観的な判断を行うことができる外部の者によることが望ましいと判断し、平成 25 年 1 月 25 日、取締役会において、正式に、当委員会の設置を決定し、同日、「第三者調査委員会設置のお知らせ」と題するプレスリリースにて、かかる事実を開示した。

(2) 第三者調査委員会の委員の選任

対象会社は、平成 25 年 2 月 5 日、上記(1)の当委員会設置の経緯に基づき、平成 22 年 7 月 15 日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会のガイドライン」（平成 22 年 12 月 17 日改訂）に沿って、下記**第 2,1**に記載の 3 名を当委員会の委員として選任し、同日、「第三者調査委員会の委員選任に関するお知らせ」と題するプレスリリースにて、かかる事実を開示した。

続いて、対象会社は、同月 12 日、取締役会において、当委員会に対する具体的委嘱事項を決定し、当委員会はこれを受託し、具体的な調査対象・スケジュールを決定した。そして、対象会社は同日、「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」と題するプレスリリースを開示した。

(3) 中間報告

当委員会は、平成 25 年 3 月 14 日、対象会社取締役会に対して、委嘱を受けた調査に関する中間報告書（会計最終報告）を提出した。

(4) 四半期報告書の提出

対象会社は、中間報告書（会計最終報告）に基づいて、平成 25 年 9 月期第 1 四半期報告書を作成し、会計監査人から限定付結論が記載された四半期レビュー報告書を得た上で、財務局への提出を完了した。

(5) 最終報告

当委員会は、中間報告書（会計最終報告）提出後も、引き続き必要と認められる調査・検討を実施するとともに、関係者の処分案及び再発防止策等について検討を続け、本日、本報告書を確定させた。

第2 調査の概要

1 当委員会の構成

当委員会のメンバーは、弁護士2名及び公認会計士1名で構成される。各委員の詳細な経歴については以下のとおりである。

大塚 和成 (委員長)	弁護士	二重橋法律事務所 代表パートナー 平成 5 年 早稲田大学法学部卒業 平成 11 年 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成 14 年 東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事 平成 17 年 公益社団法人能楽協会監事(現任) 平成 18、19 年度 明治学院大学法科大学院非常勤講師(会社法) 平成 23 年 二重橋法律事務所開設・代表パートナー(現任)
水川 聡	弁護士	二重橋法律事務所 パートナー 平成 15 年 大阪大学法学部卒業 平成 16 年 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成 23 年 二重橋法律事務所開設 平成 24 年 同事務所パートナー(現任)
瀬戸山 洋介	公認会計士	瀬戸山公認会計士事務所 平成 12 年 北海道大学農学部 卒業 平成 14 年 中央青山監査法人(みすず監査法人) 入所 平成 18 年 みすず監査法人 退所 平成 18 年 KPMG 税理士法人 入所 平成 19 年 KPMG 税理士法人 退所 平成 19 年 あらた監査法人入所 平成 24 年 あらた監査法人退所 平成 24 年 瀬戸山公認会計士事務所 開設 代表(現任)

2 調査対象事項

当委員会は対象会社からの調査の委嘱を受け、委員間の審議の下、平成 25 年 2 月 12 日、当委員会の調査の目的・対象等を、以下の（ア）ないし（ウ）とすることを決定した。

- （ア） 営業貸付金等の内容、事実関係、発生原因及び問題点の調査分析並びに会計処理の妥当性の検討
- （イ） 海外営業出資金の内容、事実関係、発生原因及び問題点の調査分析並びに会計処理の妥当性の検討
- （ウ） 上記（ア）及び（イ）について、問題があるとの結果となった場合の関係者の処分及び再発防止策に関する提言

また、当委員会は、適宜必要に応じ、類似の不適切な会計処理の有無についても調査を行うこととした。

なお、当委員会による調査の過程において、SESC から対象会社に対して、対象会社の子会社である株式会社アメイジングバリュー（以下「アメイジングバリュー」という。）において計上している預在庫（在庫商品を取引先に預けている）につき、在庫の実在性の問題がある旨の指摘があった。この点については、対象会社が自ら調査を行っていたため、当委員会としては、調査内容・方法の妥当性について追加で検証することとした。

3 調査対象年度

SESC から指摘を受けた事項について調査対象としていたことから、主に平成 20 年 9 月期以降平成 25 年 9 月期までを対象とした。但し、必要に応じて適宜それ以前の事業年度に関する事項も調査を行うこととした。

4 調査方法

当委員会は、以下のとおりの書証の収集及び対象会社内外の関係者のヒアリング並びにこれらの検証を実施した。

- 関連する契約書その他の書類
- 会計帳簿その他の決算関係資料
- 取締役会その他の会議体の議事録
- 組織図、社内規程
- その他関連資料

また、当委員会は、ホットラインを設置し、対象会社の役職員に対して、対象会社関係者を一切介在することなく当委員会の委員ないしその補助者と直接連絡を取ることができる電話番号及びメールアドレスを周知し、広く情報の収集に努めた。

5 調査の限界

本報告書は、平成 25 年 4 月 19 日現在当委員会が受領している情報に基づいて作成されている。

本報告書は、調査対象事項に限定して、調査を行うものであり、それ以外の事項を対象とするものではない。本報告書に係る調査は、あくまで任意の調査であり、資料収集等に関し任意調査によることの限界がある。また、本報告書に係る調査は、時間的制約のある中で行ったものである。本報告書は、これらの限界・制約を前提に作成している。

第 3 調査結果

1 事実関係

(1) 営業貸付金等

ア 判明した事情

(ア) 経緯

対象会社は、前代表取締役会長甲が中心となり、A 社の子会社である B 社を株式交換により買収することを計画し、対象会社は、平成 20 年 6 月 19 日付けで、A 社及び B 社との間で株式交換に関する合意書を締結し、同年 9 月 9 日に、B 社と株式交換契約を締結した。ただし、対象会社が、B 社を買収する提案を A 社に打診した段階では、既に A 社は B 社を第三者である C 社に売却することが決定している段階であった。そこで、対象会社は、どうしても、B 社を子会社として取得したいと考え A 社と交渉して、C 社への売却を中止させ、対象会社と株式交換契約を締結させることに成功したという経緯であった。

しかしながら、対象会社は、B 社を株式交換により子会社化することについて、ジャスダック証券取引所から「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りが見込まれる銘柄」に該当するとの見解を示された。このため、平成 20 年 9 月 24 日に対象会社は、上場を維持するために、B 社との株式交換契約を合意解除した。

他方で、平成20年当時、A社及びB社は資金繰りに窮しており、A社としては、B社を売却することにより、問題を解決する予定であった。そこで、対象会社は、株式交換を実施するにあたり、平成20年6月から同年9月までの間に、契約書を作成することなく、B社に対して合計508百万円の貸付けを実施した。また、B社との株式交換が中止となった後の同年10月1日にも、同様の理由でA社に対して追加で100百万円の貸付けを行っていた。上記の株式交換の中止後は、当該貸付金合計608百万円の返済の問題のみが残ることとなり、対象会社は、A社と協議した。その結果、A社がもともとB社を売却予定であったところを敢えて中止し、対象会社と株式交換することとしたにもかかわらず、対象会社側の都合により、これが中止となった経緯を考慮し次のとおり処理することとなった。すなわち、上記の合計608百万円の貸付けについては、B社が借り入れた508百万円をA社が債務引受けして合計608百万円の債務を負うことを前提として、A社が保有するB社の株式全部を売却し、売却代金が608百万円に過不足する場合であっても、代金の全額を対象会社に支払い、事後の精算はしないこととなった。そして、対象会社は、平成20年10月27日付けで、その旨の合意書をA社及びB社と締結した。A社は、B社株式を300百万円で売却し、その売却代金を同月28日に対象会社に支払った。

対象会社の前代表取締役会長甲は、上記貸付金のうち、返済のなかった合計308百万円については、債権放棄による損失計上を当期（平成21年9月期）に計上することを避けるため、A社に依頼して、合計608百万円の貸付けについては、300百万円については平成20年10月末日、残額については平成23年9月30日を返済期限とする金銭消費貸借契約書を平成21年8月に至って、事後的に日付けを遡って作成し、また、会計監査人からA社に対して送付される残高確認依頼に対しては、対象会社に対する債務残高ありとして返信させていた。加えて、対象会社は、返済を受けられなかった308百万円について平成23年9月期において貸倒引当金を計上するために、A社に対して依頼することにより、平成23年9月20日付けで、（上記貸付金残額308百万円に係る債権がいまだに残存していることを前提として）債務の処理について協議をするようA社から対象会社に依頼する書面、及び、同年10月27日付けで債務免除をするようA社から対象会社に依頼する書面を送付させている。そして、当該書面に基づき、対象会社は、A社への貸付金308百万円について個別引当により全額までの貸倒引当金を、平成23年9月期に計上した。

（イ） 関与者

a. 前代表取締役会長甲

前代表取締役会長甲が主導的立場の関与者であり、上記（ア）の会計処理の実行を指示した。

b. 常務取締役（当時取締役管理本部長）

前代表取締役会長甲の指示を受け、常務取締役（当時取締役管理本部長）は、平成 20 年 10 月 27 日付けの合意書の作成のほか、日付けを遡った金銭消費貸借契約書の作成、A 社に対する残高確認への債務残高ありとの返信の依頼を行っていた。

また、前代表取締役会長甲の死去した後は、A 社に対して、上記（ア）に記載している平成 23 年 9 月 20 日付け及び同年 10 月 27 日付けの書面の対象会社への送付を要請し、最終的に貸倒引当金を、平成 23 年 9 月期に計上させている。

c. 前代表取締役社長

対象会社の前代表取締役社長は、平成 17 年から平成 18 年 12 月 26 日及び平成 19 年 4 月 27 日から平成 23 年 12 月 18 日までの期間において、対象会社の代表取締役として在任していた（取締役としての在任期間も同じである。）。

対象会社は、A 社から平成 23 年 10 月 27 日付け債務免除をするよう A 社から対象会社に依頼する書面を送付させるにあたり、A 社から、当該書面とは別に、債務免除依頼の対象となる債権は、平成 20 年 10 月 27 日の合意により消滅している旨を確認する書面（以下「確認書」という。）の差入れを求められていた。そして、対象会社は、当該確認書を A 社に差入れている。当該確認書には、前代表取締役社長が対象会社の代表者として押印していた。

d. その他の役員

前代表取締役会長甲、常務取締役及び前代表取締役社長のほか、平成 20 年 10 月当時の対象会社の取締役及び常勤監査役は、上記（ア）で記載している平成 20 年 10 月 27 日付けの合意書締結を承認する議案の記載された取締役会議事録に押印していた。

しかしながら、当該内容とは矛盾する（上記合意書により消滅したはずの貸付金残額 308 百万円に係る債権がいまだに残存していることを前提としている）平成 20 年 10 月 1 日付けの金銭消費貸借契約の締結を承認する議案の記載された取締役会議事録（平成 21 年 8 月以降に作成されていた。）及び、平成 23 年 9 月 30 日付けで貸倒引当金の計上を承認する議案の記載された取締役会議事録に押印している（但し、貸倒引当金の計上に関する取締役会議事録については、同日時点で在任していた取締役〔社外取締役を除く。〕のみが押印している。）。

なお、対象会社は、もともと小規模な会社であり、社内で簡単に取締役が集まり協議できることを背景として、正式に取締役会を開催することなく、前代表取締役会長甲が、一部の役員に説明の上、重要事項について決定した後に、当該事項の承認を決議したことを内容とする取締役会議事録を作成し、各役員の押印を得ることが少なからず行われていた。そして、社内の重要事項の決定については、前代表取締役会長甲が事実上ワンマン経営を行っていたこともあり、取締役会議事録の内容について十分に検証することなく押印することが常態化していたものと認められ、貸付金の問題について十分認識しないままに押印していたものと認められる。

イ 実際に行われていた会計処理と本来あるべき会計処理

対象会社は、平成 23 年 9 月期において、A 社への貸付金 308 百万円について個別引当による全額までの貸倒引当金の計上を行った。

しかしながら、上記ア（ア）の事実関係からすれば、あるべき会計処理としては、平成 20 年 10 月 28 日の入金の時点で、債権は消滅していると考えられるため、平成 21 年 9 月期の債権放棄損失として 308 百万円の計上を行うことが適切であったと考えられる。

(2) 営業出資金

ア 判明した事情

(ア) 経緯

対象会社の前代表取締役会長甲は、シンガポールにファンドを組成し、当該ファンドに対象会社より出資する形態で資金を流し、さらに当該ファンドから自らに対して資金を流して、個人的に流用することを計画していた。そこで、前代表取締役会長甲は、懇意にしていたファンドマネージャーである乙に依頼し、ファンド D、E、F を組成させた。

対象会社は、平成 19 年 9 月期よりファンドに対する出資を開始し、現在に至るまで投資金額の合計は 904.45 百万円である。その内訳は以下のとおりである。

	D	E	F
H19.2.20	100 百万円		
H19.9.6		200 百万円	
H19.9.11		200 百万円	
H20.9.17		※ △50 百万円	
H20.10.30		50 百万円	

	D	E	F
H21.1.22		44.45 百万円	
H21.3.23		30 百万円	
H21.7.7		70 百万円	
H21.8.5		80 百万円	
H22.8.25		100 百万円	
H22.9.6		50 百万円	
H22.10.7			30 百万円
合計	100 百万円	774.45 百万円	30 百万円

※ ファンドE から対象会社への送金があった。

乙は、対象会社からD、E、Fに対して送金された資金について、通常ファンドで見られるような運用を行うことなく、前代表取締役会長甲の指定する口座（対象会社及び前代表取締役会長甲名義以外の名義の口座であった）に送金する、あるいは、前代表取締役会長甲に対して手交するといった対応を採っていた。また、資金の一部を利用して、前代表取締役会長甲の指示に従い対象会社の株式を取得していた。

他方、乙は、対象会社に対して、ファンドの投資内容の概要について、定期的に報告書を提出していた。当該内容は、前代表取締役会長甲の指示により、対象会社が営業出資金につき評価損が計上されないようにするため、投資実体があるかのような内容となっていた。

(イ) 関与者

a. 前代表取締役会長甲

前代表取締役会長甲が主導的立場の関与者であり、上記(ア)のファンドD、E、Fへの送金、ファンドから他の口座への送金や、対象会社の株式の取得を指示して行わせた。

b. ファンドマネージャー乙

前代表取締役会長甲の指示を受け、ファンドの組成、運営や送金、対象会社の株式の取得などを実施した。

c. 常務取締役（当時取締役管理本部長）及び現代表取締役社長

常務取締役は、前代表取締役会長甲の指示を受け、対象会社側において、ファンド D、E、F への送金その他営業出資金に関する実務を担った。但し、営業出資金についての実態について把握していたわけではなかった。

他方で、前代表取締役会長甲が平成 23 年 8 月 3 日に死亡した直後に、現代表取締役社長及び常務取締役は、ファンドマネージャー乙から上記 (ア) の事実関係を打ち明けられた。しかしながら、常務取締役は、乙に対して、ファンドが出資者である対象会社に対して四半期毎に提出するレポート（貸借対照表作成における営業出資金の評価の根拠となるもの）（以下「評価レポート」という。）について、これまでと同様の方針での作成でよい旨伝えた上、実際に乙から提出された評価レポート（営業出資金としての実体があることを前提としている）を踏まえ、それまでと同様に営業出資金の計上を継続した。

d. その他の役員

上記 (ア) のファンドに対する送金のうち、D 及び E に対する送金については、全て取締役会議事録が作成されており、前代表取締役会長甲及び常務取締役のほか当時の取締役及び常勤監査役が押印していた（但し、取締役のうち、平成 23 年 6 月 17 日に退任した者は押印しておらず、また、社外取締役は、平成 20 年 10 月 30 日と平成 21 年 3 月 23 日の送金分のみ押印している。）。また、F に対する送金については稟議書が作成されており、作成当時の全取締役が押印している。

対象会社の重要事項の決定のプロセスについては、上記(1)ア(イ)d.で指摘したとおりの問題があったため、前代表取締役会長甲以外の役員は、営業出資金の詳細について十分に検証しないままに押印していたものと認められる。

イ 実際に行われていた会計処理と本来あるべき会計処理

対象会社は、D、E、F に対して送金した資金について、営業出資金として計上をしている。しかしながら、上記ア (ア) の事情からすれば、ファンドへの投資の実体はなく、かえって、前代表取締役会長甲が個人として資金を得る目的でファンドへ送金がなされていることから、ファンドへの送金の時点で当該資金を前代表取締役会長甲が取得したといえる。したがって、ファンドへの送金の時点で、取締役として委託されている任務に背いて、その物につき権限がないのに、所有者でなければできないような処分を行っている（不法領得の意思が外部に発現した）、あるいは、対象会社に財産上の損害が生じているといえ、業務上横領罪（刑法 253 条）又は特別背任罪（会社法 960 条 1 項 3 号）が成立していると考えられる。なお、平成 20 年 9 月 17 日に 50 百万円がファンドから対象会社に送金されているが、その直後の同年 10 月 30 日には改めて同額がファンドに送金されており、何らか

の事情で一時的に対象会社へ送金されたに過ぎないとみるべきであって、既遂に達した後の事情に過ぎず、業務上横領罪又は特別背任罪の成否に影響を与えるものではない。

以上から、対象会社からファンドへの出資（追加出資を含む）金の送金の時点をもって、当該出資金額と同額を損失処理すべきと考える。

なお、横領に対して、対象会社からの損害賠償請求権が発生するが、前代表取締役会長甲の資産保有額、返済能力は不明であり、また、前代表取締役会長甲は既に死亡しているところ、死亡後、相続放棄が行われていることから、死亡時点における正味財産はなかったものと推察される。よって、損害賠償請求権に対する未収入金は現時点では計上せず、請求金額の実現可能性が高まった時点での認識を行うことが妥当と考えられる。

(3) 預在庫

ア 対象会社による調査結果及び当委員会による補充調査の結果

(ア) 判明した事情

a. 経緯

対象会社の子会社であるアメイジングバリューは、時計の販売において、委託販売を行っており、在庫を自社で保管せず、預在庫とされている商品があった。アメイジングバリューの預在庫の商品の実在性について確認を行ったところ、帳簿上の預在庫として計上されている商品のうち、取得価額 410 百万円の商品について実在性がないことが判明した。

これは、主に以下の事情による。

- ①対象会社の前代表取締役会長甲が、預在庫につき、自ら販売を試みるとして預在庫とされている商品につき、自ら受け取ったものの、そのまま預在庫として計上し続けた。その後、前代表取締役会長甲が実際に販売したかどうかについて、対象会社としては把握しておらず、調査開始時に預在庫として計上し続けているものについて売却代金が入金されることもなかった。
- ②対象会社が、社内在庫の商品につき高値での売却が見込めず、簿価未満で売却した場合において、前代表取締役会長甲が、売却損が計上されることを防ぐためとの名目で、売上計上することなく、預在庫を計上するよう指示する一方で、売却代金は、前代表取締役会長甲が受け取り、その後対象会社に返金されることはなかった。

上記①及び②の実務的な処理は、現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）が担当していた。

他方、各期末の監査の際には、会計監査人から預在庫の預け先に対して、在庫の有無の確認を求める確認状が原則として送付されていたが、上記現代表取締役社長及び取締役は、預け先に依頼して、在庫が存在する旨の回答を行わせていた。また、平成23年9月期の期末監査においては、会計監査人より預在庫の預け先に対して実査の依頼があった。上記現代表取締役社長は、預け先に対して類似する別の商品を手渡すことにより、会計監査人の実査に対応するように依頼をしていた。

b. 関与者

(a) 前代表取締役会長甲

前代表取締役会長甲が主導的立場の関与者であり、上記 **a.**の預在庫に係る処理の実行を指示した。

(b) 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）

前代表取締役会長甲の指示を受け、現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）は、上記 **a.**に記載の①及び②の処理の実務を担った。

(c) その他の役員

常務取締役は、平成23年8月3日に前代表取締役会長甲が死亡した後、上記**(2)ア (イ) c.**で触れたとおりファンドマネージャー乙から営業出資金の実態について打ち明けられたのとほぼ同じタイミングで、現代表取締役社長から預在庫について前代表取締役会長甲に預けたものがあって、なくなってしまうものがある旨の報告を受けた。

(イ) 実際に行われていた会計処理と対象会社の訂正方法

対象会社の連結貸借対照表において、上記**(ア) a.**の棚卸資産についても資産計上がされていた。しかしながら、上記**(ア) a.**の事実関係からすれば、実在性の確認できない預在庫につき、前代表取締役会長甲が商品自体又はその売却代金を領得し、返還がなされていない以上、棚卸資産につき、適時に損失処理を行うべきであった。また損失計上後の商品評価損については、計上不要であったため、計上していた仕訳を取り崩す必要があった。

なお、このように損失処理を行うべき時期については、本来、上記(ア) a.のうち①については前代表取締役会長甲が預在庫に係る商品を取得した時期、②については、前代表取締役会長甲が預在庫に係る商品の売却代金を受領した時期で計上すべきであると考えられる。しかしながら、前代表取締役会長甲の指示によりこれらの処理について証拠が残らないように行われていたこともあり、裏付けとなる客観的根拠が見出せないため、当該時期及び売却金額については、事実上、上記①及び②の処理の担当者(上記(ア) b.(b)の現代表取締役社長及び取締役)の記憶によらざるを得ない状況にある。さらには当該担当者自身も記憶が必ずしも鮮明ではなく、個別具体的な時期及び売却金額を特定するまでには至らなかった。

そこで、対象会社は、当該担当者の記憶によれば、架空の預在庫による会計処理は平成16年6月から既に行われていること、及び対象会社が対象となる商品を仕入れた時期については特定されていること等から、上記(ア) a.の①及び②の処理は、商品の仕入時期をもって、仕入額と同額について損失処理を行うことが適切であると判断している。

イ 当委員会による検証結果

当委員会が対象会社による調査内容及び方法を検討した結果、不当な点は見当たらなかった。当委員会としても、上記(ア) a.の事情からすれば、前代表取締役会長甲が預在庫に係る商品又は売却代金を取得している以上は、前代表取締役会長甲につき、取得の時点で業務上横領罪(刑法253条)又は特別背任罪(会社法960条1項3号)が成立するものと考えられ、適時に上記(イ)のとおり損失処理、仕訳の取り崩しといった処理が必要であったと考えられる。しかしながら、客観的証拠に乏しく具体的に取得の時点特定することができないことからすれば、対象会社の訂正方法は損失処理における期間帰属の恣意性を排除しており、不合理な点は見当たらない。

なお、当委員会は、必要な範囲で、資料の閲覧及び関係者のヒアリングを実施した。

(4) その他

当委員会は、上記(1)ないし(3)について類似行為の有無についても可能な限り調査を行った。

具体的には、その他の営業貸付金、営業出資金、棚卸資産についてもヒアリング、資料の閲覧を行ったが、会計処理が不適切と考えられるものは不見当であった。

2 動機

(1) 営業貸付金等

ア 前代表取締役会長甲

上記 1 (1)の営業貸付金等については、対象会社の財務状況の悪化している中で、直ちに損失計上することによる影響を懸念したこと等を目的として行ったものと推測されるが、前代表取締役会長甲が死亡しているため、詳細を確認できない状況にある。

イ 常務取締役

常務取締役は、対象会社内で絶対的な存在であった前代表取締役会長甲からの指示であったことや、前代表取締役会長甲から 3 年後に放棄するというにすることで相手方と合意したので、3 年以内にうまく処理をするという説明を受けて、これまで対象会社の難局を乗り切っていた前代表取締役会長甲がそのように言うのであれば大丈夫であろうと安易に考えたことから特段異論を唱えることなく営業貸付金等について実務を担っていた。また、前代表取締役会長甲の死亡後は、もともと 3 年以内に処理するとの説明をしていた当の本人が死亡してどのように対応すればよいのか判断しかねていたが、貸付先とされていた A 社からの支払いは当初から見込めないとの認識はあったため、爾後の資金調達などへの影響も考慮し、訂正処理をすることなく、債権放棄をするという建付けを採ることとした。

ウ 前代表取締役社長

前代表取締役社長は、詳細について把握しておらず、また、会計的な知識が不足していたこともあり、特段問題視せずに平成 23 年 10 月 27 日付けで A 社に差し入れた上記 1 (1) ア (イ) c.に記載されている確認書に押印していた。

(2) 営業出資金

ア 前代表取締役会長甲

上記 1 (2)の海外への営業出資金の処理については、その経緯や前代表取締役会長甲が資金を取得していることからして、前代表取締役会長甲が個人的に領得する目的で行ったものと認められる。

イ ファンドマネージャー乙

ファンドマネージャー乙は、前代表取締役会長甲と懇意にしており、恩義を感じていた

ことから、前代表取締役会長甲に協力し、ファンドの組成などを行った。

ウ 常務取締役

常務取締役は、前代表取締役会長甲が死亡した後に、乙から営業出資金の実態について説明を受けた後も、特段訂正処理等を行うことはなかった。

前代表取締役会長甲が死亡してしまっており、どのように対応すればよいのか判断しかねていた。そして、乙からの説明も客観的な資料がなく裏付けがとれないことや、今後の資金調達への悪影響も考慮し、営業出資金についての評価レポートについて同様の方針での作成でよい旨を乙に伝えて、営業出資金の計上を継続した。

エ 現代表取締役社長

現代表取締役社長も、前代表取締役会長甲が死亡した後に、乙から営業出資金の実態について説明を受けた後も、特段訂正処理等を行うべく対応したことはなかった。

前代表取締役会長甲が死亡してしまっているが、このような実態については対外的に説明がつかないと考え、どのように対応すればよいのか判断しかねていた。また、対象会社における他の業務に忙殺される中で、営業出資金の計上が継続されることについて適切に対応することを怠った。

(3) 預在庫

ア 前代表取締役会長甲

上記 1 (3)の預在庫については、その経緯や前代表取締役会長甲が売却代金ないし在庫を取得していることからして、前代表取締役会長甲が個人的に領得する目的で行ったものと推測される。

イ 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）

現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）及び取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）は、預在庫に関する処理について実務を担っていた。対象会社内において前代表取締役会長甲が絶対的存在でありその指示に反することはできないと考えていたこと、当時の時点では、前代表取締役会長甲が個人的に領得している認識がなかったこと、前代表取締役会長甲が最終的にはうまく帳尻をあわせるものと認識していたことに

よる。

また、前代表取締役会長甲が死亡した後も、会計処理の訂正等の適切な対応を採らなかったことについては、最終的にうまく帳尻をあわせるものと期待していた当の本人が死亡してしまい、また、このような実態については対外的に説明がつかないと考え、どのように対応すればよいのか判断しかね、結局、そのまま露見させないようにすることを選択し、預在庫の計上を継続していた。

ウ 常務取締役

常務取締役は、前代表取締役会長甲の死亡後に、現代表取締役社長から、預在庫について前代表取締役会長甲に預けたままのものが、なくなっている旨の説明を受けた。しかしながら、自らが詳細について認識していなかったことに加え、今後の資金調達への悪影響も考慮し、他の業務を優先している中で、特段対応を採ることなく、そのまま預在庫の計上を継続していた。

3 会計監査の状況と問題点

(1) 営業貸付金等の監査状況

会計監査人は、期末監査においては、金銭消費貸借契約書との突合、または、確認状による監査手続を実施していた。回収した確認状の信頼性について疑義が認められれば、債権の残高の実在性の検討を実施すべきであったが、特段発見されてはいなかった。会計監査人は、会計不正を発見できていないものの、監査手続についての不備は認められていない。しかしながら、平成20年9月期末監査においては、内部統制上の問題点として、金銭消費貸借契約書が作成されていないことについて、会計監査の対応の担当者以外の者（特に役員）に対して、適切に情報を共有し、問題点を明確に認識させるためにも書面にて指摘事項を提出すべきであった。

(2) 営業出資金の監査状況

会計監査人は、ファンドD、E、Fの評価額について評価レポートを信頼し突合する監査手続または確認状の監査手続により評価の妥当性の心証を得ていた。

しかしながら、Investment Management AgreementはファンドEにしか作成されていなかった。作成されていた契約書についても1枚で構成される簡易な契約書であり、投資方針、解約条項についても記載がされていなかった。ファンドD、E、Fについて、投資先の詳細な情報が記載された目論見書等が入手されていなかった。加えて、原則的に四半期ごとの

ファンド D、E、F の評価額を記載した評価レポートは、ファンドのパフォーマンスの分析が詳細に記載されておらず、純資産の変動額が記載された簡素なものであった。

投資実行時の会計監査人は、内部統制上の指摘事項として、詳細な情報を踏まえた投資の是非の検討が実施されていない状況について投資判断のプロセスに問題があること、契約書をファンド D、F について作成する必要があること、ファンド E の契約書の文言については十分な条項が作成されていないため解約条項等を追加で記載する必要があることを書面にて指摘事項を提出しておくべきであった。会計監査の対応の担当者以外の者（特に役員）に対して、適切に情報を共有し、問題点を明確に認識させるべきであった。

期末監査の評価の妥当性の監査手続について、評価レポートとの突合または確認状では手続が不足していたと考えられる。ファンド D、E、F 自体の投資一覧の入手、時価の検証等の追加の監査手続ができなければ、心証が得られないため監査意見を提出できないと対象会社に追加の対応を求めれば、投資の実態について発覚するタイミングが早まった可能性は有り得ると考えられる。

(3) 預在庫の監査状況

会計監査人は、期末監査において、重要性に応じて、預け先への確認状の監査手続を実施していた。回収確認状の信頼性について疑義が認められれば、預在庫の残高の実在性の検討を実施するべきであるが、特段発見されてはいなかった。預在庫に対しては、一般的には確認状の監査手続が行われる。確認状は外部から直接入手できるため、立会と同様に高い証拠力が入手できる監査手続とされている。会計監査人は、会計不正を発見できていないものの、監査手続に不備があるとまでは言えない。

また、平成 23 年 9 月期の期末監査においては、会計監査人は、1 件の預け先への実査を実施している。上記第 3.1 (3) ア (ア) a. に記載の通り、実査にあたって現代表取締役社長は、預け先が商品を提示できるよう類似する別の商品を準備し監査対応を行わせていた。会計監査人は、預け先の一部の商品については、実査時には実物確認ができなかった。預け先は、購入予定の顧客に預けている等を会計監査人に説明することで監査対応を行っていた。ただし、実査を行った対象の預け先は、見込顧客からの預かり証を入手していなかった。当該状況を踏まえ、会計監査人は、預け先への商品管理が脆弱であることについて、書面にて指摘事項を提出し対象会社を牽制している。しかしながら、指摘事項を提出後も対象会社の預け先の商品管理体制について改善は認められなかった。

4 発生原因

(1) 統制環境の問題

ア 対象会社の企業風土

前代表取締役会長甲は、対象会社の創業者の一人であり、対象会社の経営が苦しい中を乗り切ること的成功してきたという実績があった。そのため、対象会社の中での影響力は絶大で、事実上のワンマン経営となっており、他の役員も前代表取締役会長甲を信頼するとともに絶対視しており、前代表取締役会長甲の指示に逆らうのが困難な状況にあるとともに、異を唱え、慎重に検討するということを選択肢として考えていなかったものと認められる。

こうしたことから、前代表取締役会長甲は、対象会社において、いわば絶対的な存在であったことから、同人の考え方や方針に役職員が反対意見を言える環境にはなく、前代表取締役会長甲に対する監視・監督が適切に機能し得る状況が欠如していたといえる。

イ コーポレート・ガバナンスの問題

(ア) 取締役会

上記アのとおり、前代表取締役会長甲を絶対視する環境の中で、対象会社の取締役会は、基本的に前代表取締役会長甲の決定事項を追認するだけに留まっていた。また、取締役会を開催することなく、前代表取締役会長甲及び一部の担当役員で決定した事項につき、取締役会の開催の実態が伴っていないにもかかわらず、当該事項について承認する旨の決議があったことを内容とする取締役会議事録や日付を遡った取締役会議事録が作成され、押印されているものがあったものと見受けられる。

このように、取締役会は、実質的な議論がなされることはなくなっており形骸化していたと言わざるを得ない。

(イ) 監査役及び監査役会

対象会社の監査役は、期末監査などの際に、計算書類に表れてくる科目について質問・指摘することなどはあったが、詳細な業務執行事項の目的・方法などについて十分に検証できていなかった。また、取締役の業務執行の状況について、基本的に前代表取締役会長甲が決定した事項について詳細に検証することもなかった。

他方、監査役の個別の監査が行いやすいように、監査役を補助するような使用人も設置されていなかった。

加えて、対象会社の会計監査人との連携も不十分で、会計監査人が対象会社に指摘した事項や問題意識をもっていた事項について、監査役に共有できていなかった。

こうしたことから、監査役ないし監査役会は、実質的な議論がなされていたとは言えず、

形骸化していたと言わざるを得ない。

ウ コンプライアンス意識の欠如

(ア) 企業風土からくるコンプライアンス意識の欠如

調査対象となった事項はいずれも、前代表取締役会長甲の指示に基づいて行われたものだが、上記アのとおり、前代表取締役会長甲の指示を絶対視する風潮の中、後で前代表取締役会長甲がうまく帳尻を合わせてくれるものと期待して、指示どおりに行動していた点や資金調達等に悪影響が出ることを懸念して、それにしたがって行っていた点、加えて、前代表取締役会長甲の死亡後に適切に対応するという機会があったにもかかわらず、これを怠った点は、明らかにコンプライアンス意識が欠如していたものと言わざるを得ない。

(イ) 会計的な知識不足

また、調査対象事項について、取締役及び常勤監査役のいずれについても、会計的な知識が不十分であったために、十分な検証ができていなかったことは否定しきれない。

(2) 組織体制の不備

対象会社には、内部監査室はあるもののコンプライアンス担当取締役やコンプライアンス担当部局が明確な形では存在しない。

対象会社において、上記(1)アの企業風土の下で、コンプライアンス全般を統括し、社内の法令遵守について目を見張る担当取締役が不在であったことも、発生原因の一つと考えられる。

(3) リスク評価、統制活動の不備

対象会社では、投資・出資において、取締役会での一応の承認は行われているが、実態は前代表取締役会長甲が既に意思決定を行った上での報告となっており、前代表取締役会長甲だけが投資案件に関わっていて他の役員は実態を認識していないという状況であった。

また、投資後において、投資先のパフォーマンスについて適切なモニタリングを行っていなかった。

このように投資・出資にあたって、詳細な検討を加えていないこと、投資・出資後にモニタリングを怠っていたことも、発生原因の一つと考えられる。

(4) 監視活動の不備

対象会社には、内部監査室が存在するが、日本版 SOX への対応を目的として設置された部門であり、その関係で求められる書面の整備に関するチェックを行うことが業務内容であった。そのため、内部監査部門が業務執行の決定プロセスや業務執行の状況などに踏み込んだ内部監査を行うということがなかった。

(5) 会計監査に関する問題

調査対象事項に関しては、会計監査人は、上記 3 に記載の以下の対応を実施すべきであった。

- ・平成 20 年 9 月期の監査において、金銭消費貸借契約書が作成されていないことについて書面にて指摘事項を提出すること
- ・投資の実行時の監査において、投資の詳細な情報が入手されていないこと等について書面にて指摘事項を提出すること
- ・特に期末監査時の海外営業出資金に対しての評価の妥当性の監査手続については、追加の手続の実施（なお、各会計監査人は、口頭にて追加の資料の提出を依頼していたが、対象会社からの追加の資料の提出はなかった。）

会計監査が調査対象事項のような事象への抑止力につながらなかったこと自体は否定しきれない。

第 4 改善策

1 関係者の処分

(1) 前代表取締役会長甲

前代表取締役会長甲は、調査対象事項について、全て主導的立場で関与している。そして、営業出資金及び預在庫については、業務上横領罪（刑法 253 条）又は特別背任罪（会社法 960 条 1 項 3 号）が成立する。また、調査対象事項を踏まえた有価証券報告書等の内容には虚偽があることとなり、有価証券報告書等の虚偽記載罪が成立する（金商法 197 条 1 項 1 号、197 条の 2 第 6 号、207 条 1 項 1 号、1 項 2 号）。そして、前代表取締役会長甲には、取締役として任務懈怠があると認められるため（会社法 423 条 1 項）、損害賠償請求を含めて対応を検討すべきである。

他方で、前代表取締役会長甲は、平成 23 年 8 月 3 日に既に死亡しているところ、死亡後相続放棄が行われており、死亡時点における正味財産はなかったものと推察されるが、資産保有額、返済能力の詳細は不明である。

そこで、対象会社としては、可能な限り、前代表取締役会長甲の相続財産について、調査の上、回収可能性や費用対効果を考慮して、損害賠償請求の是非を検討すべきである。

(2) 現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）

現代表取締役社長（アメイジングバリュー取締役兼務）は、調査対象事項のうち、特に預在庫に関しては、前代表取締役会長甲の指示の下で、実務を担っていた。また、前代表取締役会長甲の死亡後に、営業出資金の実態を認識したにもかかわらず、適正な会計処理を行わないことを容認していた。これらの事項については（預在庫については、前代表取締役会長甲の死亡前については、少なくとも上記**第3,1(3)ア（ア）a.②**について売上及び費用の未処理が問題となる。）、有価証券報告書等の虚偽記載罪が成立するとも考えられる（金商法197条1項1号、197条の2第6号、207条1項1号、1項2号）。さらには、営業貸付金については、内容の矛盾する平成20年10月27日付け合意書と同年10月1日付け金銭消費貸借契約書（しかも、日付を遡って作成されたものであった。）といった書類の存在を認識していたにもかかわらず、何らの対応を採らなかった。

以上について、現代表取締役社長には対象会社ないしアメイジングバリューの取締役として任務懈怠があると認められる（会社法423条1項）。このようなことから、現代表取締役社長については、少なくとも辞任するとともに4ヶ月分の月額報酬（アメイジングバリュー分を含む。）の自主返納を行うべきである。

なお、現代表取締役社長には任務懈怠が認められるため、上記の対応に加えて損害賠償請求を行うことも考えられる。但し、現代表取締役社長自身は、調査対象事項について個人的に利得を得ているとは認められなかった。また、第一義的に損害賠償請求を行うべき対象である前代表取締役会長甲に対しては、相続財産からの回収を検討せざるを得ないところ、客観的な証拠が必ずしも十分ではなく、現代表取締役社長の協力が必要となるものと考えられる。そこで、現代表取締役社長に対する損害賠償請求の是非については、前代表取締役会長甲の相続財産に対する対象会社による回収活動や対象会社における今後の再建・再生についての現代表取締役社長からの協力を得る必要性に加えて、現代表取締役社長に対する損害賠償請求権訴訟を提起した場合の立証の難易を勘案して検討すべきである（損害賠償請求を行わない場合は、これらの事項についての協力を確約させることが必要不可欠な前提といえる。）。

(3) 常務取締役

常務取締役は、調査対象事項のうち、特に営業貸付金等に関しては、前代表取締役会長甲の指示の下で、実務を担っていた。

また、前代表取締役会長甲の死亡後に、営業出資金や預在庫の実態を認識したにもかかわらず、適正な会計処理を行わないこととしていた。

これらの事項については、有価証券報告書等の虚偽記載罪が成立するとも考えられる（金商法 197 条 1 項 1 号、197 条の 2 第 6 号、207 条 1 項 1 号、1 項 2 号）。また、常務取締役にはこれらの事項につき、取締役として任務懈怠があると認められる（会社法 423 条 1 項）。

このようなことから常務取締役については、少なくとも、辞任するとともに、4 ヶ月分の報酬の自主返納をすべきである。

なお、常務取締役には任務懈怠が認められるため、上記の対応に加えて損害賠償請求を行うことも考えられる。但し、常務取締役自身は、調査対象事項について個人的に利得を得ているとは認められなかった。また、第一義的に損害賠償請求を行うべき対象である前代表取締役会長甲に対しては、相続財産からの回収を検討せざるを得ないところ、客観的な証拠が必ずしも十分ではなく、常務取締役の協力が必要となるものと考えられる。そこで、常務取締役に対する損害賠償請求の是非については、前代表取締役会長甲の相続財産に対する対象会社による回収活動や対象会社における今後の再建・再生についての常務取締役からの協力を得る必要性等に加えて、常務取締役に対する損害賠償請求権訴訟を提起した場合の立証の難易を勘案して検討すべきである（損害賠償請求を行わない場合は、これらの事項についての全面的協力を確約させることが必要不可欠な前提といえる。）。

(4) 取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）

取締役（アメイジングバリュー代表取締役兼務）は、調査対象事項のうち、特に預在庫に関しては、前代表取締役会長甲の指示の下で、現代表取締役社長とともに、実務を担っていた。預在庫については（但し、前代表取締役会長甲の死亡前については、少なくとも上記**第 3, 1 (3) ア (ア) a.②**について売上及び費用の未処理が問題となる。）、有価証券報告書等の虚偽記載罪が成立するとも考えられる（金商法 197 条 1 項 1 号、197 条の 2 第 6 号、207 条 1 項 1 号、1 項 2 号）。

さらには、営業貸付金については、内容の矛盾する平成 20 年 10 月 27 日付け合意書と金銭消費貸借契約書（しかも、日付を遡って作成されたものであった。）といった書類の存在を認識していたにもかかわらず、何らの対応を採らなかった。

以上について、当該取締役には対象会社ないしアメイジングバリューの取締役として任務懈怠があると認められる（会社法 423 条 1 項）。

このようなことから、当該取締役については、辞任するとともに、3 ヶ月分の月額報酬（アメイジングバリュー分を含む。）の自主返納を行うべきである。

なお、当該取締役には任務懈怠が認められるため、上記の対応に加えて損害賠償請求を行うことも考えられる。但し、当該取締役自身は、調査対象事項について個人的に利得を得ているとは認められなかった。また、第一義的に損害賠償請求を行うべき対象である前代表取締役会長甲に対しては、相続財産からの回収を検討せざるを得ないところ、客観的な証拠が必ずしも十分ではなく、当該取締役の協力が必要となるものと考えられる。そこで、当該取締役に対する損害賠償請求の是非については、前代表取締役会長甲の相続財産に対する対象会社による回収活動や対象会社における今後の再建・再生についての当該取締役からの協力を得る必要性等に加えて、当該取締役に対する損害賠償請求権訴訟を提起した場合の立証の難易を勘案して検討すべきである（損害賠償請求を行わない場合は、これらの事項についての全面的協力を確約させることが必要不可欠な前提といえる。）。

(5) 他の現任取締役

その他の現任取締役1名については、取締役就任が平成23年12月22日に就任しており、その時点では、調査対象事項に係る処理自体は終了しており、当該取締役は、調査対象事項の実態を認識していたとまでは認められなかった。

しかしながら、その後の平成24年9月期にも営業出資金や預在庫に係る会計処理は維持されていたことを考慮し、また、経営者として襟を正す意味合いからも、3ヶ月間の月額報酬の20%減額をすべきである。

(6) 監査役

調査対象事項を含む監査対象事項について、社外監査役を含む監査役による監査が機能不全に陥っていたことは否定しきれない。監査役は、いずれも調査対象事項が開始される相当程度前の段階から監査役であった者であり、対象会社の企業風土や取締役会・監査役会の形骸化を放置していたことは否定できない。

加えて、常勤監査役については、営業貸付金について、内容の矛盾する平成20年10月27日付け合意書と金銭消費貸借契約書（しかも、日付を遡って作成されたものであった。）といった書類の存在を認識していたにもかかわらず、何らの対応を採らなかった点については、監査役として任務懈怠があると認められる（会社法423条1項）。

そこで、現任監査役3名については、いずれも少なくとも辞任するとともに、常勤監査役について2ヶ月分、社外監査役について1ヶ月分の月額報酬の自主返納をすべきである。

(7) 前代表取締役社長

前代表取締役社長は、営業貸付金について、貸付金の存在とは矛盾する平成23年10月27日付けの確認書に代表者として押印している。また、内容の矛盾する平成20年10月27

日付け合意書と金銭消費貸借契約書（しかも、日付を遡って作成されたものであった。）といった書類の存在を認識していたにもかかわらず、何らの対応を採らなかった。これらの点については、取締役として任務懈怠があると認められる（会社法 423 条 1 項）。

そこで、前代表取締役社長については、少なくとも在任当時の 2 カ月分の月額報酬（アメジングバリュー分を含む）の自主返納をすべきである。

(8) 退任役員

既に退任した役員については、取締役、監査役として十分に監督・監視機能を担っていたかという点に問題はあるものの、故意に前代表取締役会長甲に協力していたものとまでは認められないため、損害賠償請求その他の措置を採ることまでは行わないことも不相当とまではいえないものとする。

(9) ファンドマネージャー乙

調査対象事項のうち、海外への営業出資金については、シンガポールで活動するファンドマネージャー乙がファンドの運営や対象会社への評価レポートの提出等を担っていた。

上記(1)のとおり、営業出資金について、業務上横領罪（刑法 253 条）又は特別背任罪（会社法 960 条 1 項 3 号）、また、評価レポートを提出したことに関し有価証券報告書等の内容には虚偽があることとなり、有価証券報告書等の虚偽記載罪（金商法 197 条 1 項 1 号、197 条の 2 第 6 号、207 条 1 項 1 号、1 項 2 号）の共同正犯ないしほう助犯が成立しうる。

そうすると、対象会社は、乙に対して刑事告訴や損害賠償請求を行うことが考えられる。

他方で、乙は資産状況が不明である上、現在拠点が日本になく、損害賠償請求を行っても回収について困難が想定されること、客観的証拠が必ずしも十分ではなく、立証に困難が伴うことが想定される。

また、第一義的に損害賠償請求を行うべき対象である前代表取締役会長甲に対しては、相続財産からの回収を検討せざるを得ないところ、客観的な証拠が必ずしも十分ではなく、乙の協力は不可欠になるものと考えられる。しかしながら、乙に対して刑事告訴や損害賠償請求を行えば、これらについて協力を得られる可能性は極めて低くなることが予想される。

そこで、これらの状況に加えて、乙自身が利得を得ているとは認められなかったことを勘案し、対象会社として、乙に対する対応を検討すべきである。

ただし、刑事告訴や損害賠償請求を行わない場合は、前代表取締役会長甲への損害賠償請求などの際に、必要な協力を全面的に得られることを確保すべきである。

2 再発防止策

(1) 統制環境の不備に対する改善策

ア 企業風土の改善

調査対象事項の発生原因は、創業者の一人である前代表取締役会長甲を絶対視する企業風土にあったことは明らかである。

この点、平成 23 年 8 月 3 日に、前代表取締役会長甲は死亡しており、対象社内には、創業者は既になく、現在は、特定の個人を絶対視するあるいは、特定の個人に権限が偏っているといた状況にはないものと認められる。

しかしながら、以下イ及びウの措置を実践していく中で、一度生じた対象会社の過去の企業風土を完全に払拭することを求める。

イ コーポレート・ガバナンスの改善

(ア) 取締役会等の活性化

対象会社の取締役会は、前代表取締役会長甲が絶対的な存在であったことから、取締役会としての機能を果たしているとはいえず、前代表取締役会長甲の指示した内容を追認するか、あるいは、取締役会自体開催することなく議事録が作成されただけというものもあったものと考えられ、必要な議論が十分になされておらず形骸化していたと言わざるを得ない。

前代表取締役会長甲の死亡後は、月に 1 回程度適切に開催されているようではあるが、重要事項について、議論を徹底的に行い、実態としても取締役会が機能するように運用する必要がある。特に対象会社は、規模の大きな会社ではなく、本来各取締役が自己の担当業務以外の部門についても、目が行き届きやすい環境にあるといえるため、自己の担当部門について、こまめに取締役会に報告し、また、自己の担当部門ではないことについても積極的に検討を加えるようにすることが必要である。そのために、取締役会に上程する議題について、できるだけ詳細な情報を取締役等に共有するようにする必要があり、配布資料を充実させるよう努めるべきである。また、このように、取締役会を活性化するためには取締役及び監査役一人一人が自覚をもって、その任にあたる必要があることは当然の前提である。

なお、対象会社の定款においては、取締役会決議の省略（会社法 370 条）の制度について規定され、同制度を利用することができるが、これまでの取締役会の機能不全の状況に鑑みると、原則として当該制度を利用することは差し控えるべきである。

(イ) 監査役の活動・監査役会の活性化

対象会社の監査役会は、調査対象事項については、これを発見することができなかったことについては、前代表取締役会長甲の意思決定を追認するだけで監査役間において実質的な議論を行うこともなく、監査役・監査役会の機能が形骸化していたと言わざるを得ない。

各監査役個人においては、より積極的に監査活動を行う意識改革を行うことと、日付けを遡っている、あるいは、実際に開催していない取締役会議事録について、安易に押印することなく監査役として必要な事項の確認等を行うことが求められる。

また、監査役個人の能力には限界があるため、監査役を補助するための使用人を設置することを検討すべきである。

加えて、代表取締役及び業務執行取締役との間で、定期的に意見交換を行い、業務執行状況の報告を受けるべきである。なお、対象会社は、小規模の会社であることもあり、オフィス内において折に触れ、常勤監査役は取締役に業務執行の状況などについて説明を受けていたことはあるようであるが、より内容に踏み込んだ具体的な説明を受ける場を設けるようにする必要がある。

さらに、調査対象事項はいずれも不適切な会計処理につながったものであるところ、監査役は、会計監査人との連携が十分ではなかったものと考えられる。そこで、監査役は会計監査人との連携を強化し、定期的にミーティングを行い、相互に問題点を共有し、監査に生かすようにする必要がある。会計監査人とは、監査手続上、不正の温床となりやすいと考えられる事項や、監査上の重要事項について情報を共有の上で、適宜必要な監査を実施するよう努める必要がある。

ウ コンプライアンス意識の改善

(ア) コンプライアンス教育の強化

調査対象事項の発生原因としては、特に経営陣において、コンプライアンス意識が欠如していたことが最も大きな要素となっているものと認められる。

そこで、まずは、経営陣に対し、定期的に外部の専門家を招いてコンプライアンス教育を実施し、あるいは、外部で行われるコンプライアンスに関するセミナー等に参加させ、経営トップの意識改革を図るべきである。これにより、特定の人物を絶対視する風潮や権力集中を安易に許容するのではなく、どのような場合でも相互牽制・監視を行っていく姿勢を養い、経営に緊張感をもたらすことができるようになることが期待される。

他方で、従業員に対しても、経営陣と同様に、より一層徹底したコンプライアンス教育を実施していく必要がある。具体的には、法令違反行為により、企業が壊滅的なダメージを受けた事例や、調査対象事項のような行為が重大な法令違反につながること等の具体的事例を多く盛り込んだ外部専門家によるコンプライアンス研修を定期的の実施していくべきである。

加えて、各部門の責任者については、外部セミナーにも定期的に参加させ、その結果を自己の部門をはじめとした他の従業員に報告させるように運用すべきである。

(イ) 会計上の知識の強化

また、調査対象事項が発生した、あるいは発見・指摘ができなかった一つの遠因として、役員に会計上の知識の不足があることが指摘できる。そこで、役員は、定期的に外部の専門家を招いて会計に関する教育を実施し、あるいは、外部で行われる会計に関するセミナー等に参加させ、経営者として必要な会計上の知識の習得・向上に努めるべきである。

(ウ) 誓約書の提出

対象会社における不祥事の再発防止のために、これまでの企業風土と決別することが必要であるところ、まずは経営トップの意識改革が必要不可欠である。

そこで、各取締役及び監査役から、コンプライアンスの遵守を徹底し、不祥事を再発させない旨の誓約書を提出させるべきである。

(エ) コンプライアンスの啓発活動

対象会社の役職員のコンプライアンスの意識を強化するために、社内イントラネットや回覧でコンプライアンスに関する啓発記事を掲示する等の啓発活動を実施していくべきである。

(オ) 各種規程等の見直しと実践

対象会社のコンプライアンス遵守の企業風土を醸成するため、倫理規程を整備し、また、不正行為に対して厳正に対処することを明確にするため、役員を対象とするものを含めた懲戒規程の見直し（違法行為への罰則の強化等）を実施すべきである。

そして、単に規程類の整備に留まることなく、当該規程が周知・徹底されているかにつき、内部監査部門を中心にモニタリング（コンプライアンスに関するアンケートや規程の適用事例のチェック）を行っていく運用とすべきである。

(カ) 取引先への法令遵守に関する通知

調査対象事項は、いずれも外部の取引先等の協力を得て実施されている。

そこで、全ての取引先に対して、対象会社がコンプライアンス遵守を徹底することを目指す旨、及び、万一対象会社の役職員から不正行為への協力の働きかけがあった場合には、対象会社のコンプライアンス遵守を所管する部門へ報告されたい旨の通知を発し、取引先との関係でもコンプライアンス遵守を最重要視している旨を明確にすべきである。

また、対象会社の役職員に対して、そのような通知を行った旨を周知し、取引先等への不正行為への協力依頼が許されない行為であることを明確に認識させるべきである。

(2) 組織体制の不備に対する改善

上記(1)にあるような再発防止策を中心になって推進し、かつ、日常的に対象会社グループ内部の法令遵守状況全般を統括し、各種施策の責任者となるコンプライアンス担当取締役を選定すべきである。

なお、コンプライアンス担当取締役を選定することは、他の役員がコンプライアンスの遵守について責任を免れることを意味するものではない。

(3) リスク評価、統制活動の不備に対する改善

対象会社において投資・出資段階において、前代表取締役会長甲が独断で決定するのみで実質的な検討が行われていなかった。また、投資・出資後のモニタリングも実質的には行われていなかった。

会社の重要な投資・出資については、投資内容についての詳細なデューディリジェンス等必要な調査を行ったうえで意思決定をする運用とすべきである。

また、投資後においても、投資先のパフォーマンスが計画通りに推移しているかをモニタリングし、計画からの差異についての原因調査などを行うべきである。

(4) 監視活動の不備に対する改善策

ア 内部監査制度の機能強化

対象会社では、内部監査室が存在するものの日本版 SOX 対応に限定した役割を担っていたに過ぎない。内部監査室の機能を日常的な業務監査や法令遵守状況のチェックにまで拡充するべきである。そのために必要な人員の増強も行うべきである。そして、必要な情報について取締役会、監査役会、及び会計監査人に報告があがる体制を構築し、運用してい

く必要がある。これにより取締役の業務執行をはじめとして対象会社全体の事業の執行状況、コンプライアンスの遵守状況をモニタリングしていくことが期待される。

イ 内部通報制度（ヘルプライン）による補完

調査対象事項のような不祥事の再発防止を確実なものにするため、内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、全従業員の目により不正を監視する組織作りを行うべきである。そして、内部通報制度（ヘルプライン）が画餅とならないように、全従業員に設置を周知徹底すべきである。

(5) 会計監査に関する改善

調査対象事項について上記(1)イ（イ）のとおり、監査役と会計監査人の連携が不十分であったことが発生原因として挙げられる。

それに加えて、会計監査上の問題点を役員が適時・適切に把握できるようにするため、会計監査人に対して、問題点については書面で指摘することを励行するように要請すべきである。また、投資関連の監査においては、投資対象に関する調査をより綿密に行うよう要請すべきである。

なお、対象会社においては、平成 25 年 4 月 5 日付けで、会計監査人を変更しており、今後の適切な監査の実施が期待される。

以 上